

平成23年度第1回富山県環境審議会議事録（概要）

1. 県立自然公園の指定について（答申）

（委員）

登山口に外来種が入らないような対策を講ずるべき。黒部峡谷の底谷の方まで西洋タンポポが入ってきているし、ぜひ、外来種が入らないような取り組みを検討してほしい。また、その地域の植生でない種が入ることが多いので、ぜひ、その辺も十分な検討をすべき。

（事務局）

外来植物の除去については、いろんな自然保護団体の協力を得て立山地区をはじめとして除去を講じてきた。今回、僧ヶ岳についても関係団体やボランティアの協力を得て外来植物の除去に取り組んで参りたい。

（委員）

除去する前に、入らないようにすべきである。

（事務局）

立山地区だと桂台で車にシャワーをかけて外来種の種子が入らないようにしているし、上の方でも、施設に入る際に下にマットを敷いて靴底を拭いていただくことにしている。僧ヶ岳の登山口についても、マットの設置などを検討したいと考えている。

（委員）

この指定地域はほとんどが国有林とのことだが、私有林はどれくらいあるか。従来、個人で持っていた山を国有林化するときに、持ち主と国との間でトラブルになった例がたくさんある。私有林の場合、持ち主が部材として伐採するなどして生活の糧にしているということがあるが、国有林化するとそれができなくなる。以前あった係争の例では、私有林を国有林化する際、税を減額するとか、いろんな措置がとられて最終的には和解したということがある。そういう点は議論の対象となったか。

（事務局）

これまで地権者や関係機関のみなさんには、説明会を開催するなどして調整してきた。現在、5,800haのうち2,640haつまり約40%が私有地であるが、私共が地元に入って説明をして、地権者のみなさんから了解を得ているので、紛争の種は完全ではないかもしれないが、ないものと思っている。

（委員）

僧ヶ岳は、市町村としては魚津市に入るのか。指定をされて計画通り実施されていく場合、山をよく知っているプロの方の知恵を借りたらよいと思う。また、麓にはトイレをつくり、途中で避難小屋をつくるというのは結構だが、宇奈月の林道から登った場合、僧ヶ岳を往復するには5時間はかかる。麓にトイレをつくっても5時間もトイレをせずにいられるだろうか。公園化すると小学校高学年や中学生が総合学習などで利用することになると思う。また、中高年も利用すると思うが、5時間ももたないだろう。百名山のうちでも雨飾山というのは麓にはあるが降りてくる途中には全くな

い。笹平という小高い中継地点では、コブの裏に、汚物が散らばり悪臭が立ち込めている。どのような形式のトイレにするかは検討いただくとして、トイレは麓だけではなく中間の適切な地点にも作るべきである。

(事務局)

僧ヶ岳一帯は黒部市と魚津市の2市に跨がっている。魚津市の面積が約2,500ha、黒部市が約3,300haである。指定後の施設整備については、地元の両市と相談しながら進めていきたいと考えている。公園計画の報告の中に、登山道の整備、あるいは標識、駐車場、休憩所、避難所などを挙げているが、基本的には地元の両市に計画してもらい、県はそれに対して2分の1補助をしていく予定である。ご指摘のように登山道の改修や駐車場の整備については、地元の専門家のみなさんや僧ヶ岳をよく知っている方達の意見を十分汲み上げて施設整備に取り組んで参りたい。

(委員)

従来ここは98%が保安林に指定されていたということで、私有地の大部分も保安林に指定されていたと思われるが、今回新たに県立自然公園に指定されるということになると、第1種、第3種特別地域が全体の半分以上を占めると思われる。そのうち私有地はどれくらいか。

(事務局)

特別地域の中の私有地は1,300haで、公園全体の約4分の1になる。

(委員)

県立自然公園に指定された場合、自然公園法また、それに基づいた県条例により、特に特別地域の場合、保安林の厳しい規制がかかってくる。地権者に、細かい規制がかかるということを説明し、了解を得られているということか。

(事務局)

県立自然公園については、特別地域と普通地域に区分して指定する。そのうち特別地域は第1種、2種、3種があり、一定の行為をする場合、知事の許可が必要となる。普通地域は、一定規模以上の行為をする場合、知事に届け出さえすればよいこととなっている。特別地域に指定されると、住宅や道路などの工作物の新築、改築、増築ができない。木竹の伐採、鉤物の掘採もできない等の規制がかかる。僧ヶ岳の場合、山頂付近の25haが現在の風致を極力保護することが必要な第1種特別地域となる。第1種特別地域は、災害復旧や公益上特に必要な場合以外は、開発行為は認めらず、しっかり保護される。その他の第3種については、これがほとんどだが、通常の活動が行え、規制が緩い。先程も申し上げたとおり、私有地の地権者のみなさんには事前に説明をし、了解を得ている。また、委員ご指摘のとおり、指定地のほとんどが保安林に指定されているので、森林法により同様の規制を受けている。地権者にはこれまでに以上になんか規制がかかるということはないことも説明してある。

(委員)

自然を守るために規制をかけるのも大切だが、私有地の所有者がたくさんいるので、当然、そういった方達の財産権の尊重ということも配慮願いたい。他県で過去に紛争

もあった。万一、規制がかかったことにより何らかの損失を受けるといったことがあった場合には、補償を受けられるということ、或いは他にも救済の道があるということ、を地権者に教示しておく必要があると感じた。

2. 第11次鳥獣保護事業計画の策定について（諮問）

<質疑事項なし>

3. 富山県ツキノワグマ保護管理計画の改定について（諮問）

（委員）

クマの個体数把握は、5年の期間の中でモニタリングなどが重要だが、現状はどうか。

（事務局）

平成20年度にヘヤートラップ調査というものを実施した。それで富山県に生息するツキノワグマの数は740頭と推定されている。現計画は平成21年度に策定し、計画期間は平成22年度～23年度と短かった。そこで、本来なら次期計画を策定する前に個体数調査をすべきとも思われるが、平成20年度の調査という比較的近い時期の調査であったので、今回はこの数で計画の見直しをしたいと考えている。しかし、もう5年後には、また新たな計画を策定しなければならないので、それまでの間には新たな調査を実施して現状の個体数を把握したいと考えている。

（委員）

最近、異常気象によりゲリラ豪雨があったり、クマも昔は山奥に住んでいたのに、最近では海岸畑に出てくるといったことが起きている。何を具体的にやればよいかということについては、少し幅広にいろんな取組みをしなければならないと思う。被害防止地域（ゾーン3）に、河川敷などの下草刈の徹底とあるが、どのような点に気をつけていけば効果的な対策になるのかと感じている。多面的にいろんな角度からいろんな人達が協力してやっていかなければならないと思うが、特にポイントとなる場所があれば教えてほしい。

（事務局）

昨年、クマが大量に出没し、何回も市町村の方々に集まっただき緊急の会議を開いた。その時、やはり場当たりの対応ではなく、恒久的な対策が必要ではないかという意見が出た。クマが里地に降りてくる経路は河川が中心で、河川を伝って海岸まで出てきたということがあったので、昨年は緊急で河川の下草刈を実施し、そのためにかかった経費についても臨時的に市町村に補助したところであるが、そうしたことを臨時・緊急的に実施するのではなく、恒常的にやっていく必要があるだろう。また、クマが大量に出没するのはドングリが凶作の時期が多いので、新たな取組みとして、奥山にドングリを植えて、クマが餌を求めて降りてこないようにしようという事業も今年度から農林水産部を中心に実施してきた。端的に言うと、クマと人との棲み分けをしっかりと行い、ゾーン3の対応を行っていくことが必要であろう。今、いただ

いたご意見については、専門家にも相談したいと考えている。

(委員)

堅果類の豊作、凶作というのは周期が確実にあり、自然界で普通に起こることである。長野の方の調査では、山奥の個体は、凶作であってもそんなに動いていない。里山地区、どちらかというとも山麓にいる個体の方が豊作・凶作の影響を受けやすく、降りてきてしまっている。それはなぜかという、耕作放棄地があったり、人が里山に手を入れないことによって、より人の生活に近いところまでクマが降りてきており、かなり影響が大きいのではないかということが長野の方の研究成果として出ている。従って、やはりクマを誘因しないような、或いはバッファゾーンとなるような環境を作っていくことが重要ではないか。先程、740頭という数を言われたが、それもかなり幅のある数であり、モニタリングなどをして状況を見ながら柔軟に対応していくことが非常に重要である。

(事務局)

県でもテレメトリー調査というか、クマの動向調査をやっているが、なかなか成果が出ていない。去年の凶作時も、奥山のクマは餌がないと降りてくるものと考えていたが、調査をしていた地域のブナやミズナラが凶作とは言えない程度の状況だったので、凶作のときどう動くかということは分からなかった。モニタリング（行動域）調査は今後も実施していきたいと考えている。また、個体数については、確かに幅があり、実際は430頭から1040頭くらいいるだろうと、その中間くらいをとって740頭と推定している。今後、次の計画策定に向けて個体数の調査に取り組んでいきたいと考えている。

4. 富山県ニホンザル保護管理計画の改定について（諮問）

<質疑事項なし>

5. 富岩運河底質対策に係る費用負担計画について（諮問）

(委員)

平成13年から10年の間に、成分を分析した専門家による検討委員会が開催されたということで、今度、小委員会で負担割合も検討しようということか。

(事務局)

公害防止事業費事業者負担法の第6条に基づき、審議会の意見を聞いたうえで費用負担計画を定めようとするもので、富岩運河等ダイオキシン類対策小委員会で検討していただいた後に、更にご審議いただきたいと考えている。

(委員)

富岩運河等ダイオキシン類対策小委員会が設置されたのは、一昨年だった。かたや科学的な知識を持った専門家が小委員会に入っており、費用負担の検討を同じ委員会でしてよいのかという面もある。費用の負担は結局、成分分析の結果が出たその比率になるのではないか。

(事務局)

事業費の負担額については、まず事業者による公害への寄与割合に応じて算定され、更に減額事由がある場合は、相当額が減額される。減額事由は、公害防止事業以外の機能を持っている場合、公害の程度がそれほど高くない場合、公害の原因となる物質が蓄積された期間等の事情がある場合、例えば不知期間、或いは法規制がされていない期間の排出、そういう場合は減額をするということになっている。また、減額事由により減額すべき額の算定が困難な場合は、概定割合を定めて費用負担額を算定する。こうした寄与割合、概定割合について小委員会でご審議いただくことになる。

(委員)

費用負担ということになると、どこまで遡って負担を求めることになるのか。原因物質としてのPCPを製造する工場及びそれを農薬として使われたとき農業排水として流されるのが77%くらいと書いてあるが、農薬(PCP)がいつから使われるようになっていたのか。私が中学生の頃、昭和25、6年頃だが、富山駅北の運河は貯木場になっていて非常にたくさんの木が係留されていた。その時代にPCPが使われていたのか、或いは製造する工場がその付近にあったのか、どこまで遡って費用負担を求めるのか小委員会で難しい議論になるのではないか。

(事務局)

77.4%というのは、あくまでもPCPの製造由来であり、使用由来は別に算出している。事業所があったかどうか、或いは富岩運河の底質から、どの年代から堆積していったのか等を含めて以前に調査をした。そうしたものを統計解析して、このような寄与割合になった。そのような経緯も含めて小委員会でご審議いただく。

6. 温泉掘削等の許可について (報告)

<質疑事項なし>

7. 富山県の環境行政の概要について (報告)

(委員)

ナチュラリストの認定者数が667人となっていて、目標は660人だから十分達成しているが、日常的に活動している人はというと、200人前後で3分の1弱だと思う。どんな活動かというと、一般的には、年2回立山、頼成、称名などへ行くことが割り当てられる。今年度もナチュラリスト養成講座で60人輩出されるので、700人以上認定者がいることになる。その中から高齢者を抜いたとしても、たくさん活動を待っている人がおり、ナチュラリストをもう少し活用することができないかいつも感じている。「ナチュラリスト自然ふれあい塾の開催」というのが、それに対する対策の1つだが、ナチュラリストがそれぞれ自分の得意とする分野を提案して、お客さんを集めているというもの。大抵、2人ないし3人でやっており、10回開催で146人参加とあるが、ナチュラリスト1人あたり7人くらいの集客という、大きな金をかけている割に大変ささやかな数となっている。ふれあい塾はナチュラリストも意

欲的にやっているのです、継続的・発展的に今後も進めていってほしい。

そのような中、もう1つ太いラインが何かできないかといつも考えている。一昔前までなら日常的に自然に親しんでいたし、触れあっていたが、現在の学校の子ども達、教師、保護者は、そんな姿からは大変遠のいていることを大変危惧している。

子ども達を連れて回ると気付くのだが、自分の周りにちょっとした小さな虫が飛んで近付いてきただけで、のけぞって逃げ回る。また、雑草を踏まないようになっている。

学校では総合的な学習で自然に視点を置いた学習が取り上げられているが、学校側の知識が大変不足している。また、立山登山でも、これまでは頂上を目指す日帰りの鍛錬登山であったが、今は子ども達の体力が大変不足してきており、1泊2日の登山となっている。

時間的に余裕があるので、子ども達は弥陀ヶ原、美女平、天狗平、室堂平のあたりを散策する行程となっている。総合的な学習ということで、1年生から6年生まで社会科や理科とかそれぞれの教科で習ったことが、立山には宝の山のように散りばめられているのだが、先生方の知識の無さで、それらを全部見過ごして立山登山をしている。

ナチュラリストの知識と学校の要求を結んで、環境教育の支援ができないかと考えており、そういった太い柱をナチュラリストふれあい塾の次に提案するものとして打ち出していってほしい。

また、ナチュラリスト養成講座の講座内容が以前からあまり変わっていない。これまで国際森林年や生物多様性とか森林セラピーなどいろんなことが新しく出てきているのに、それらを取りこぼしているのです、そうしたものも新たに入れたり、子ども達への対応を考慮してナチュラリスト講座の内容を見直してほしいと思う。

(事務局)

ナチュラリストは昭和49年から全国に先駆けて養成してきた。現在、認定者数が667名となっているが、現役で活動されていない人も含まれている。

3年に1回ナチュラリストを養成し、3年に2回ジュニアナチュラリストの養成を行っている。そして、立山地区、称名、頼成の森、ねいの里においてナチュラリストの自然解説活動を展開している。

毎年、ナチュラリストに自然解説活動を今年度やってもらえるか希望調査しており、そこで手を挙げていただいた方に現場で活動してもらっている。

667人のうち3分の2程度の方々に参加していただいております、1人あたりの活動日数は少ないが、今のところ丁度みなさんに活動の機会が行き渡っていると考えている。

自然ふれあい塾については、もっとナチュラリストのみなさんに活躍の場を差し上げたいということで、県の押しつけではなくナチュラリストのみなさんが自主的に企画したものを県が採用して支援していくという取組みを行っている。これは非常によい取組みだと思っており、今後、参加人数等を充実させていきたい。

また、子ども達の教育の場で、自然との触れあいを拡大するような取組みが必要ということについては、教育委員会と連絡をとりながら、どういう取組みができるのか研究させていただきたい。ジュニアナチュラリストの活動支援という取組みもあり、毎年、ねいの里を中心に20歳未満のジュニアナチュラリストのみなさんに参加していただき、いろんな活動の研修を行っている。これは将来のナチュラリストにつながっていくものと考えている。今後もいろいろな取組みについて、関係機関と連絡を取りながら進めて参りたい。

(委員)

立山の自然解説について、ホームページを立ち上げてはどうか。そうすれば、小中学校等でも利用しやすくなるが、既にそのようなものはあるのか。

(事務局)

一般的なものはあるが、子ども達を教育するようなレベルの内容にまでは至っていない。昨年、県のこども基金を活用して、立山の自然環境を保護している活動に関するDVDと小冊子を作成した。DVDの中身は、ナチュラリストのみなさんが立山でどのような自然保護活動を展開しているのかを中心に描かれている。そのナレーションは富山出身の俳優、西村雅彦さんにやっていただいた。パンフレットも1万部以上作成し、小中学校に配布すると共に、立山登山で来た生徒達が、宿泊先の山小屋で映像やパンフレットを見られるようにしており、以前よりはかなり充実してきたものと思っている。

(委員)

それとは別に、例えば検索用語で「立山の自然解説」をタイトルにして、サブタイトルで植物、地質、動物とか小分けにして、そういうものを見たいときは、どのホームページを見ればよいかを小中学校で分かるようにしておけば、非常に利用しやすくなると思う。県のホームページでどこをクリックしたらそのようなページが見られるのか、私自身いろいろ検索しているが、なかなか分からない。

(事務局)

まさに、今ほど紹介した小冊子がびたりと当てはまる内容となっているので、そういうものの掲載を検討したいと思う。